## 政令第二百九十一号

地域 の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行

に伴う厚生労働省関係政令等の整理に関する政令

内 閣 は、 地域の自主性及び自立性を高めるため の改革 の推進を図るための関係法律の整備 に関する法律

平成三十年法律第六十六号)の施行に伴い、 並びに 毒物 及び 劇物 取 締法 昭昭 和二十五年法律第三百三号) 第

二十三条の 四及び第二十三条の 五 の規定に基づき、 この 政令を制定する。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部改正)

第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 (昭和二十五年政令第百五十五号)の一部を次の

ように改正する。

第三条第一項中 「第三十一条」を「第三十一条第一項」 に改める。

(毒物及び劇物取締法施行令の一部改正)

第二条 毒 物 及 Ű 劇物 取 締 法施 行 令 (昭和三十年政令第二百六十一号) の 一 部を次のように改正する。

目次中「第十一章 手数料(第四十三条)」を削る。

第三十三条中「厚生労働大臣又は」を削る。

第三十五条第二項中 「製造業者又は輸入業者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知

を経由して厚生労働大臣に、 販売業者にあつてはその」 を 「毒物劇物営業者にあつてはその製造所 営業

所又は」に、 「(その店舗」 を \_ (販売業にあつてはその店舗」 に改め、 同 条第三項を削 る。

第三十六条第二項及び第三項中 「製造業者又は輸入業者にあつてはそ の製造所又は営業 所  $\mathcal{O}$ 所 在 地  $\mathcal{O}$ 都

道府 1県知 事を経っ 由 して厚生労働 大臣に、 販売業者に あ つてはその」 を 毒 物 劇 物営業者にあ って は その 製

造所、営業所又は」に改め、同条第四項を削る。

第三十六条の二第一項中 「製造業者又は輸入業者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県

知事を経由して厚生労働大臣に、 販売業者にあつてはその」を 「毒物劇物営業者にあつてはその製造所

営業所又は」に改め、 同 条第二項中 「厚生労働大臣、」 を削り、 同条第三項を削

第三十六条の三第一 項 中 「厚生労働大臣、 を削 り、 同条第二項を削 る。

第三十六条の 七から第三十六条の九までを削り、 第三十六条の十を第三十六条の七とする。

第十一章を削る。

(知的障害者福祉法施行令の一部改正)

第三条 知的障害者福祉法施行令 (昭和三十五年政令第百三号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第二十七条」を「第二十七条第一項」に改める。

(地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正)

第四条 地方公共団体の手数料の 標準に関する政令 (平成十二年政令第十六号) の一部を次のように改正す

る。

本則の表四十一の項から四十三の項までを次のように改める。

四十三	四十二	四十一一
削除	削除	削除

附則

(施行期日)

第一 条 この政令は、 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関

する法律の施行の日 (平成三十一年六月一日) から施行する。 ただし、 第二条及び第四条並びに次条及び

附則第三条の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

(毒物及び劇物取締法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定  $\mathcal{O}$ 施 行 の際現に同 条の規定による改正 前の 毒物及び劇物取締法施行令 (第三項におい

て「旧令」という。) 第三十五 一条第二 項又は第三十六条第二項の 規定に ょ り毒 物又 は 劇 物  $\mathcal{O}$ 製造業者又は

輸入業者か ら厚生労働 大臣に対してされてい る毒: 物 又は 劇 物  $\mathcal{O}$ 製造業又は 輸 入業の 登録票 (以下こ  $\mathcal{O}$ 条に

お į١ て 「登録票」 という。 )の書換え交付又は再交付の 申 -請は、 それぞれ第二条の 規定による改 正 後 0 毒

物及び 劇物取締法施行令 (第三項において「新令」という。)第三十五条第二項又は第三十六条第二項  $\mathcal{O}$ 

規定によりその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事に対してされた登録票の書換え交付又は再交付

の申請とみなす。

2 第二条の規定  $\mathcal{O}$ 施 行 前 に毒 物 又は劇物の製造業者又は輸 入業者が厚生労働大臣 から交付され、 又は 書換

え交付若 しくは 再交付を受け た 登録票は、 それぞれその製造所又は営業所の所在地 の都道府県知事 から交

付され、 又は書換え交付若しくは再交付を受けた登録票とみなす。

旧令第三十六条第三項又は第三十六条の二第一項の規定により毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が

厚生労働大臣に対して返納しなければならない登録票で、 第二条の規定 の施行前にその返納がされ ってい な

1 ものについては、 新令第三十六条第三項又は第三十六条の二第一項の規定によりその製造所又は営業 所

 $\mathcal{O}$ 所在 地  $\mathcal{O}$ 都道府県知事に対して返納しなければならない 登録票についてその返納がされてい ないものと

みなす。

(地方自治法施行令の一部改正)

第三条 地方自治 法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) の一部を次のように改正する。

別表第一 毒物及び劇物取 締法施行令 (昭和三十年政令第二百六十一号)の項を削る。